

令和3年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修 研修レポート抜粋

(誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります)

県北会場

科目 ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

- ◆ 放課後児童クラブの運営管理において、子どもの最善の利益を優先した上で利用者が安心できる場を提供することが大切であることを学んだ。子どもの権利条約等の理解も重要であるが、個人情報の取り扱いや苦情処理に関しては慎重に対応していかなければならないことが分かった。初期対応にも気を付けて、相手に寄り添えるように心掛けていきたい。

- ◆ 自分が勤務している児童クラブにおいて、子どもや保護者に対して行われていることや、職員の職務内容、労働環境、処遇の一つひとつが設備運営基準や運営指針に則ったものであることが分かりました。また、要望や苦情に対して、対応する者の立場によって保護者の受け止め方が違う場合があることも具体例を挙げていただき参考になりました。子どもの最善の利益が守られているかを考えながら業務にあたりたいと思いました。

- ◆ 今回の講義は、私たちが働くうえでとても重要で大切な内容でした。子どもの権利条約の4つの柱「生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利」がとても印象深かったです。児童クラブの法律、法令、個人情報の取り扱いや、苦情・要望への対応、苦情の解決のコツも学ぶことができました。子どもたちが安全安心に過ごせるよう、子どもたちの視点に立ち、子どもの最善の利益を保護していかなければならないと思いました。

- ◆ 放課後児童クラブで子どもたちが安心して過ごせる生活の場となるよう、個人情報を適切に取り扱い、守秘義務を守ること、苦情対応の考え方や留意点など、具体的な事例から解決のコツを理解することができました。子どもと日々密接な関わりをもつ支援員は、子どもの最善の利益を考慮して育成支援に努めることが大切だと分かりました。

- ◆ 事業所ごとに運営についての重要事項が規定として定められていることや、働く人たちの職場環境がどうあるべきかについて学びました。また、苦情解決のコツの資料が参考になりました。何が問題になっているのか、相手の心情を理解し不快にさせたことをお詫びする、苦情に対して迅速かつ適切に対応したうえで職員間で情報を共有し、向上したいです。子どもの4つの権利を意識していきたいと思いました。